

○浅麓環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例

令和5年2月13日

条例第6号

浅麓環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例については、小諸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年小諸市条例第14号）を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1条	小諸市議会	浅麓環境施設組合議会
第2条第4項	議会の事務局の職員	議会の書記長及び書記
	小諸市情報公開条例（平成11年小諸市条例第1号	浅麓環境施設組合情報公開条例（令和3年浅麓環境施設組合条例第1号
第12条第2項第3号	市長、教育委員会、農業委員会、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会又は高峰財産区、御牧ヶ原財産区、古牧財産区若しくは小諸市滋野財産区	組合長、監査委員若しくは公平委員会
第12条第4項	議会の事務局の特定の職員	議会の特定の職員
第45条第1項	小諸市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年小諸市条例第17号）第1条に規定する小諸市情報公開・個人情報保護審査会	浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年浅麓環境施設組合条例第2号）第1条に規定する浅麓環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。